

長寿な生活調査・発信事業実施要綱

(目的)

第1 長寿な生活調査・発信事業は、短命県と称される本県における長寿者（100歳以上高齢者等）の生活調査・生活スタイル等を調査・収集し、広く県民に紹介・広報することにより、県民の健康意識の向上に役立てる。

また、調査活動等を通して、高齢者の社会活動のさらなる活性化を図る。

(実施主体)

第2 本事業の実施主体は青森県とし、その業務を社会福祉法人すこやか福祉事業団に委託して実施する。

(事務局)

第3 本事業の事務局を青森県長寿社会振興センター（以下、「長寿センター」という。）に置く。

(取組)

第4 取組については次のとおりとする。

- (1) 長寿者等の生活習慣・生活スタイル等を調査し、情報を収集する。
- (2) 健康意識の向上に資する県民への広報及び啓発を行う。

(事業内容)

第5 事業内容については次のとおりとする。

- (1) 機関誌あすなろ倶楽部（以下、「機関誌」という。）編集委員会を設置し、調査内容、掲載内容等について検討・調整を行う。
- (2) 地域通信員（以下、「通信員」という。）の確保及び選任を行う。通信員となる者に対する基礎的な知識の提供を目的とした基礎研修を行う。
- (3) 通信員がインタビュー、アンケート形式等で調査する。適宜、事務局員が同行しサポートを行う。
- (4) 機関誌編集会議を開催し、機関誌への掲載内容等の調整を行う。機関誌の発行（年4回）に合わせて開催する。
- (5) 県民への発信・広報等については、調査事業で得た情報等を機関誌に掲載し広く配布する。また、長寿センターホームページへの掲載（随時）を行う。その他様々な方法で、県民に広く広報・啓発を行う。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から適用する。